

委託業務共通仕様書

この仕様書は、委託業務の共通事項を示すものであって、実施にあたっては、誠意をもって行うものとする。

1. 法令の遵守

受託者は、業務の実施に当たり関係法令を遵守すること。

2. 責任者の指定

受託者は、総括責任者1名を指名し監督職員に提出するものとする。

3. 業務時間

受託者は、業務の実施に先立ち、業務実施体制・実施工程、その他業務を適正に実施するために業務計画書を作成し監督職員に提出するものとする。

4. 業務担当者の規律保持

受託者は、その責任において業務担当者の服装を統一し、規律ある服務態度をとらせるよう努めなければならない。

5. 業務の安全衛生管理

業務担当者の安全衛生に関する管理については、業務責任者が関係法令に従って行うものとする。

6. 危険防止の措置

(1) 業務の実施にあたっては、常に整理整頓を行い、危険な場所には必要な安全措置を講じ事故の防止に努めるものとする。

(2) 業務を行う場所若しくはその周辺に第三者が存する場合又は立入る恐れがある場合には危険防止に必要な措置を講じ、事故発生を防止すること。

7. 点検者

点検は政令で定めるもの（施行令第36条）にあつては乙種第6類の消防設備士又は第1種消防設備点検資格者に点検させること。

8. 故障発見時の処置

委託業務の範囲で故障箇所、またはその虞がある箇所を発見したときは、速やかに監督員に報告すること。

9. 消防計画

監督員の要請に応じ消防計画作成時には助言等により協力し、また訓練を実施する場合には必要に応じて立会こと。

10. 提出業務

点検終了後は点結果報告書を作成し、当該消防署に必要書類を提出すること。

1.1. 提出書類

業務の契約締結後1週間以内に業務内訳書を提出すること。

業務計画書（年間実施工程、実施体制等）については、業務実施する前に監督員に提出し確認を得ること。

業務完了にあたっては次の書類を提出し確認を得ること。

- (1) 点検報告書（点検した設備の配置図を含む） 2部
- (2) 点検記録写真（サービス版、A4版） 2部
- (3) 当該管轄消防署提出書類 2部
- (4) 業務日報（作業員数記入） 1部
- (5) 業務完了報告書

管理棟等消防設備保守点検業務特記仕様書

この仕様書は、洛西浄化センター消防用設備等の点検・保守業務の概要を示すもので、作業の実施に当たって受託者は、全消防設備を現場の状況に応じ、適切な措置を講ずるとともに誠意をもって実施しなければならない。なお、特別な作業を必要とすることが生じた場合は、受託者は発注者と協議の上対応するものとする。

業務は、センター保管の当該図書を調査し、設置場所を確認の上実施すること。

1 業務場所および設備等の種別

別紙基準表の設備について点検を実施すること。基準表の設備数量に違いがある場合は報告すること。

2 本点検は、消防法第17条の3の3による点検とする。また「日本消防設備安全センター」発行の様式（点検報告・点検票）にて点検報告をするものとする。

3 消防設備保守点検実施時期

設備等の名称	点検の時期	
	外観・機能点検	外観・機能及び総合点検
1. 管理棟 ① 自動火災報知器設備 ② 防火排煙設備 ③ 誘導灯設備 ④ 非常用電源設備 ⑤ 屋内消火栓設備 ⑥ ガス漏感知設備 2. 第1ポンプ棟 ① 防火排煙設備 ② 誘導灯設備 3. 電気棟 ① 自動火災報知設備 ② 誘導灯設備 ③ 二酸化炭素消火設備 ④ 非常用電源設備	年1回とし、その時期は監督員と協議のこと。	年1回とし、その時期は前回から6ヶ月後の月とする。

設備等の名称	点検の時期	
	外観・機能点検	外観・機能及び総合点検
4. 送風機棟 ① 自動火災報知設備 ② 防火排煙設備 ③ 誘導灯設備 ④ 非常用電源設備 5. 濃縮棟 ① 自動火災報知設備 ② 誘導灯設備 6. ガスボイラ棟 ① 自動火災報知設備 ② 誘導灯設備 ③ 屋内消火栓設備 7. 脱水機棟 (含 3号焼却炉) ① 自動火災報知設備 ② 防火排煙設備 ③ 誘導灯設備 ④ 屋内消火栓設備 8. 水処理施設 ① 自動火災報知設備 ② 誘導灯設備 ③ 非常用電源設備 ④ 二酸化炭素消火設備 9. 急速ろ過棟 ① 自動火災報知設備 ② 誘導灯設備	年1回とし、その時期は 監督員と協議のこと。	年1回とし、その時期は 前回から6ヶ月後の月と する。

設備等の名称	点検の時期	
	外観・機能点検	外観・機能及び総合点検
10. 第2ポンプ棟 ① 自動火災報知設備 ② 誘導灯設備 11. 雑用水棟 ① 誘導灯設備 12. 塩素滅菌棟 ① 誘導灯設備 13. し渣処理棟 ① 誘導灯設備 14. 水処理電気棟 ① 自動火災報知設備 ② 防火排煙設備 ③ 誘導灯設備 ④ 屋内消火栓設備 ⑤ 移動式粉末消火設備 15. 沈砂・し渣処理棟 ① 誘導灯設備 16. 管廊 ① 誘導灯設備	年1回とし、その時期は 監督員と協議のこと。	年1回とし、その時期は 前回から6ヶ月後の月と する。

管理棟等消火器具点検業務 特記仕様書

この仕様書は、洛西浄化センター消防用設備等の点検・保守業務の概要を示すもので、作業の実施に当たって受託者は、全消防器具を現場の状況に応じ、適切な措置を講ずるとともに誠意をもって実施しなければならない。

なお、特別な作業を必要とすることが生じた場合は、受託者は発注者と協議の上対応するものとする。

業務は、センター保管の当該図書を調査し、設置場所を確認の上実施すること。

1. 業務場所および設備等の種別

別紙基準表の設備について点検を実施すること。

基準表の設備数量に違いがある場合は報告すること。

2. 業務実施時期

(1) 管理棟

点検内容	点検の時期
	外観・機能点検
管理棟消火器具点検（法定点検） ① 設置状況 ② 消火器の外形 ③ 消火器の内部及び機能 ④ 消火器の耐圧性能	年2回とし、その時期は監督員と協議すること。

(2) 管理棟以外

設備等の名称	点検の時期
	外観・機能点検
管理棟以外消火器具点検（法定点検） ① 設置状況 ② 消火器の外形 ③ 消火器の内部及び機能 ④ 消火器の耐圧性能	年2回とし、その時期は監督員と協議すること。